見本

新 エッセンシャル

子ども家庭福祉論

Essential

千葉　茂明　編

みらい

見本

はじめに

本書は、2007（平成19）年にエッセンシャルシリーズの１冊として初版を刊行し、改訂を重ねたものである。

１度目の改訂は、2000（同12）年より行われた社会福祉基礎構造改革により、21世紀の日本の福祉の姿が示され、10年がたった時期であった。社会福祉現場においては、福祉サービス利用者主体の支援へと変化していき、そして、子ども家庭福祉の分野も例外なくその流れに沿って改革が進められてきた。主体者である子どもの尊厳、人権、権利を尊重することは当然のことながら、子どもは家族を含めて支援することが重要であること、さらに、子どもと家族が地域で自立するために、地域福祉の視点が大切であることが認識された。

すでに幾度かの改訂を重ねているが、いまだ改革は終わらず、社会福祉基礎構造改革そのものが日本の福祉の根幹として定着しつつある今日である。

こうしたことから本書は、「子ども（児童）家庭支援」の視点を重視し、本書で学ぶ者が、すべての子どもの健全育成を担う者として、子どもの権利、制度、政策その基本となる法律を学ぶとともに、地域の社会資源を知り、子ども家庭福祉分野の広がりを理解しながら学べるようにと構成されている。そのために、最新の制度・政策、法律を含めて、子ども家庭福祉に関する専門的知識を網羅するとともに、これからの課題についてもふれている。

子どもを取り巻く環境の変化は、時代とともに良くも悪くも子どもたちに大きな影響をもたらしている。少子化の問題だけではない。脆弱化した今日の家族・家庭は、不適切な養育や虐待など深刻な問題を引き起こしており、また、不健全な社会環境は、子どもたちの育ちにさまざまな問題として表出し、重大な課題となっている。このように、子どもの健全育成を阻害する課題は数多くある。課題を解決し、子どもを取り巻く環境を改善するために、子ども家庭福祉を担う有能な専門職員が求められ、その働きは重要となっている。

こうした社会のニーズに応えるために、本書が子ども家庭支援を志す者の基礎的な学びとなり、さらに子ども家庭福祉に関心を深められることを願っている。

なお、本シリーズは、学習の便宜を図るために編集上、次の点に配慮している。

見本

①小見出しを読んだだけで概要がわかるように整理したこと。
②欄外に語句等の説明を盛り込んだこと。
③調べたい内容がすぐわかるようにインデックスを入れたこと。

本書が、福祉系・保育系の養成校で学ばれる学生や実践者に活用されることを願ってやまない。また、多くの社会福祉専門職の方々に活用されれば幸いである。

2019年 2 月

編者　千葉茂明

見本

目　次

はじめに　3

第１章　子ども家庭福祉の理念と権利保障 …… 13

1．子ども家庭福祉　13
1　児童福祉とは　13
2　子ども家庭福祉とは　14
3　社会福祉基礎構造改革と子ども家庭福祉　15

2．子ども家庭福祉の理念　15
1　日本国憲法における子ども家庭福祉の理念　15
2　児童福祉法の理念　16
3　児童憲章の理念　17
4　子どもの権利条約の理念　17

3．子どもの権利保障―子どもの権利条約―　18
1　「子どもの権利条約」採択までの経緯　18
2　「子どもの権利条約」とは　19
3　子どもの最善の利益（第３条）　20
4　意見を表明する権利（第12条）　20
5　市民的自由諸権利（第13条から第17条）　21

第２章　現代社会における子どもと家庭 …… 24

1．少子高齢社会　24
1　少子高齢社会とは　24
2　少子高齢社会の要因とその背景　26

2．子どもと家庭を取り巻く環境の変化と生活問題　28
1　地域社会と子ども　28
2　家庭と子ども　29
3　学校と子ども　30

3．子どもの成長と発達　30
1　成長と発達　30
2　子どもの発達段階　31
3　子どもの生きる力　33

第３章　子ども家庭福祉の歴史的展開 …… 35

1．イギリスにおける子ども家庭福祉の歴史　35
1　救貧法の時代　35
2　児童問題の発見と保護　36
3　子ども家庭福祉の形成　37

2．アメリカにおける子ども家庭福祉の歴史　39
1　20世紀初頭までの状況　39
2　社会保障法の成立と子ども家庭福祉の展開　39

3．日本における子ども家庭福祉の歴史　40
1　明治期の児童救済　40
2　大正期から昭和初期の児童保護　43

見本

3　児童福祉法の成立　44
4　児童福祉法の展開　44
5　近年の法改正　47

第４章　子ども家庭福祉に関する法律 …… 50

１．子ども家庭福祉の法体系　50
子ども家庭福祉の法律とは　50
２．児童福祉法の概要　52
1　総　　則（第１章）　52
2　福祉の保障（第２章）　54
3　事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設（第３章）　56
4　費　　用（第４章）　57
5　雑　　則（第７章）　57
6　罰　　則（第８章）　58
7　1997（平成９）年の改正　58
8　2000（平成12）年以降の改正　59
３．子ども家庭福祉関係諸法の目的と要旨　60
1　児童扶養手当法　60
2　特別児童扶養手当等の支給に関する法律　61
3　児童手当法　62
4　母子保健法　62
5　母子及び父子並びに寡婦福祉法　63
6　児童虐待の防止等に関する法律　64
7　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに
児童の保護等に関する法律　65
8　売春防止法　65
9　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　66
10　少年法　66
11　次世代育成支援対策推進法　67
12　少子化社会対策基本法　68
13　子どもの貧困対策の推進に関する法律　68
14　子ども・子育て支援法　69

第５章　子ども家庭福祉の実施体制と財源 …… 70

１．子ども家庭福祉における国および地方公共団体の役割　70
1　国の役割　70
2　都道府県・指定都市等の役割　70
3　市町村の役割　71
２．子ども家庭福祉における審議機関　71
1　児童福祉審議会　71
2　社会保障審議会　72
３．子ども家庭福祉における実施機関　72
1　児童相談所　72
2　福祉事務所・家庭児童相談室・市町村　75
3　保健所・市町村保健センター　77
4　児童委員・主任児童委員　78

見本

5　児童家庭支援センター　79
4．子ども家庭福祉関連分野の機関・組織　79
1　司法・警察関連機関　79
2　教育機関　80
3　医療機関　81
4　その他の民間団体　82
5．子ども家庭福祉の施設体系　82
1　児童福祉施設の種類と形態　82
2　保育を必要とする子どものための施設　85
3　保護を要する子どものための施設　85
4　母子のための施設　86
5　障害のある子どものための施設　86
6　子どもの健全育成のための施設　87
7　児童福祉施設の課題　88
6．財源と費用負担　89
1　国および地方公共団体の財政　89
2　措置費制度　89
3　認定こども園・保育所運営費　90
4　障害児入所（通所）給付費等　90

第6章　子ども・子育て支援と児童健全育成　……　92

1．少子化対策から子ども・子育て支援に向けた取り組み　92
1　少子化対策の変遷　92
2　「出生率の動向」をふまえた対策―エンゼルプラン―　94
3　「少子化への対応と必要性」に基づく対策　94
4　総合的な少子化対策―新エンゼルプラン―　94
5　「少子化の流れを変える」ためのもう一段の対策
（次世代育成支援対策）の推進　95
6　「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
―子ども・子育てビジョン―　96
7　子ども・子育て支援新制度　96
8　「新たな少子化社会対策大綱」の策定と推進　98
2．子ども・子育て支援の課題と展望　100
1　子ども・子育て支援の課題　100
2　子ども・子育て支援の展望　101
3．児童健全育成　103
1　児童健全育成とは　103
2　児童健全育成の内容　104
4．児童健全育成施策の現状　105
1　児童健全育成対策の関係機関　105
2　児童手当制度とは　105
3　児童厚生施設（児童館・児童遊園）とは　106
4　児童福祉文化の振興　107
5　地域組織活動　108
6　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と
子ども・子育て支援新制度　108

見本

5．児童健全育成の課題と展望 109
1　児童健全育成の課題　109
2　児童健全育成の今後の展望　110
コラム①　子どもの居場所づくり　112

第7章　母子の健康と母子保健・医療・福祉サービス … 114

1．母子の健康と社会環境 114
1　高度経済成長による生活水準の向上と新たな課題　114
2　労働環境と母子の健康　115
2．母子保健・医療・福祉施策の変遷 117
1　母子保健法制定以前の施策　117
2　母子保健法制定以後の施策　117
3　母子保健法の改正　119
3．母子保健・医療・福祉サービスの現状 119
1　保健指導　119
2　健康診査　122
3　療養援護　123
4　その他の医療対策等　124
4．健やか親子21 125
1　「健やか親子21」とは　125
2　「健やか親子21」の最終評価　126
3　健やか親子21（第2次）　127
5．これからの課題と展望――子どもが育ちやすい地域社会　129
女性の生き方の変化と子どもをもつ意義の変化　129

第8章　保育に関するサービス …… 131

1．保育の目的と制度 131
1　保育所における保育とは　131
2　保育所の設置主体と運営主体　132
3　保育所の設備・運営基準　132
4　子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定　132
5　保育所への入所手続き　134
2．保育所の現状 134
1　保育所の設置数と利用児童数　134
2　保育所等の利用児童数の増加　135
3．子ども・子育て支援新制度における保育サービス等 135
1　特定教育・保育施設　135
2　地域型保育事業　136
3　地域子ども・子育て支援事業　137
4．認定こども園の現状とその他の保育サービス 139
1　認定こども園とは　139
2　認定こども園制度の改善　140
3　その他の保育サービス　141
5．最近の動向と今後の展望 141
保育に関する最近の動向と今後の展望　141

見本

第９章　養育環境に問題がある子どもと家庭の福祉 …… 144

1．今日の児童養護 144
1　児童養護とは　144
2　社会的養護と家庭養護　145
3　子どもの養護問題の現状　147
2．社会的養護の主な内容 148
1　乳児院　148
2　児童養護施設　149
3　里親制度　150
3．わが国における子ども虐待 152
1　子ども虐待による親子分離の現状　152
2　子ども虐待の定義と基本的視点　153
3　子ども虐待への対応　154
4　子ども虐待への対応に関する問題点　154
5　被措置児童等虐待の防止　156
4．ドメスティック・バイオレンス 157
1　ドメスティック・バイオレンスとは　157
2　ドメスティック・バイオレンスへの対応と相談体制　158
5．社会的養護における子どもの自立 160
社会的養護における子どもの自立とは　160
6．子どもと家族の支援――家族の再統合に向けて　161
1　子どもの心の声に応える支援　161
2　ファミリーソーシャルワークとは　162
3　子ども家庭支援の視点　163
4　子ども家庭支援のプロセス　164
5　子ども家庭支援マネジメント　165
6　子ども家庭支援マネジメントのプロセス　166
7　子ども家庭支援と地域資源の統合化（ネットワーク化）　167
7．児童養護の課題と展望 169
社会的養護という場を取り巻く課題と展望　169

第10章　障害のある子どもの福祉 …… 172

1．障害の概念 172
1　障害児の定義　172
2　身体障害児の定義　173
3　知的障害児の定義　174
4　重症心身障害児の定義　175
5　発達障害児の定義　176
6　国際生活機能分類（ICF）　177
2．障害児福祉サービスの概要 178
1　近年における障害児・者福祉施策の変遷　178
2　早期発見・早期療育　180
3　障害者総合支援法に基づく福祉サービス　182
4　児童福祉法に基づく福祉サービス　186
5　利用者負担　188

見本

6　サービス利用の仕組み　190
3．障害児とその家族への経済的支援　192
公的経済支援　192
4．これからの課題と展望　193
1　ライフステージを見据えた支援の必要性　193
2　発達障害児などの子どもと家族の支援　196
3　障害児福祉の課題　198
コラム②　障害のある子どもの意見表明権を支える援助　200

第11章　ひとり親家庭の福祉　……　202

1．ひとり親家庭の現状　202
1　子どもの貧困問題とひとり親家庭　202
2　ひとり親家庭の現状と生活問題　203
2．ひとり親家庭に関する施策の変遷　204
1　母子家庭に関する施策の変遷　204
2　父子家庭に関する施策の変遷　206
3　「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ　206
3．経済的支援に関する施策　207
1　遺族基礎年金・遺族厚生年金　207
2　児童扶養手当　207
3　母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け　208
4．就業支援に関する施策　209
1　マザーズハローワーク　209
2　母子家庭等就業・自立支援事業　209
3　母子・父子自立支援プログラム策定等事業　209
4　母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金事業　210
5．養育・家庭生活支援に関する施策　211
1　ひとり親家庭等日常生活支援事業　211
2　ひとり親家庭生活向上事業　211
3　子育て短期支援事業　212
4　その他の施策　213
6．ひとり親家庭に関する福祉施設　213
1　母子生活支援施設　213
2　母子・父子福祉センター　214
3　母子・父子休養ホーム　214
7．これからの課題と展望　215
子どもの生活を保障するために　215

第12章　心理的困難・非行問題のある子どもの福祉　……　217

1．心理的困難・非行問題のある子どもとは　217
1　心理的困難のある子どもとは　217
2　非行問題のある子どもとは　219
2．心理的困難・非行問題の現状　220
1　心理的困難の現状　220
2　非行問題の現状　223

見本

3．心理的困難・非行問題の背景的要因 225
4．心理的困難を抱える子どもへの福祉サービス 226
1　児童相談所における対応　226
2　保健・福祉サービス　226
3　児童心理治療施設における対応　228
5．非行問題を抱える子どもへの福祉サービス 230
1　児童相談所等における対応　230
2　家庭裁判所における対応　231
3　児童自立支援施設における対応　232
6．これからの課題 233
1　心理的困難・非行問題につきまとう無理解・偏見　233
2　対応上の課題　234
3　心理的困難・非行問題の早期発見・対応システムの課題　234

第13章　子ども家庭福祉サービスの担い手 …… 236

1．子ども家庭福祉にかかわる専門職の役割と資格制度 236
1　子ども家庭福祉の専門職に求められる役割　236
2　子ども家庭福祉の専門職に求められる専門性　237
3　子ども家庭福祉分野の専門資格制度　239
2．子ども家庭福祉分野の行政機関における専門職 240
1　児童相談所の専門職　240
2　市町村の専門職　242
3　福祉事務所の専門職　242
4　その他の福祉機関の専門職　244
3．児童福祉施設における専門職 245
1　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に規定された専門職　245
2　施設の機能強化を図るための専門職　248
4．関連分野における専門職 250
1　司法分野の専門職　250
2　教育分野の専門職　251
3　その他の分野における専門職　252
5．ボランティア、NPO、民間団体、企業 252
1　ボランティア　252
2　NPO、民間団体、企業　255
6．子ども家庭福祉にかかわる専門職・組織間の連携 256
1　連携の重要性　256
2　多職種間の連携とネットワーキング　257

第14章　子ども家庭への相談援助活動 …… 259

1．子ども家庭への相談援助の基本 259
1　子ども家庭に対する相談援助活動の視点　259
2　ニーズ理解　260
3　援助者の価値観　263
2．個別援助 263
1　子ども家庭への個別援助　263
2　個別援助の展開過程　265

見本

3．集団援助 267
1　子ども家庭への集団援助　267
2　集団援助の展開過程　269
4．地域援助 270
1　子ども家庭への地域援助　270
2　地域援助の展開過程　272
5．虐待傾向のある母親への個別援助事例 272
1　個別援助事例　272
2　援助の視点　274
6．児童福祉施設での集団援助事例 275
1　集団援助事例　275
2　援助の視点　276
7．地域子育て支援の地域援助事例 277
1　地域援助事例　277
2　援助の視点　278

索　引 280

見本

第1章 子ども家庭福祉の理念と権利保障

●キーポイント

わが国は、子どもたちにとって幸せに暮らしていける国なのであろうか――。最近、わが国の子どもを取り巻く悲惨な事件が報道されない日はないといっても過言ではない。

子どもが子どもとして尊重され、調和のとれた発達をしていくためには、よき家庭環境のもとで豊かな愛情と理解のある幸福な暮らしが保障されなくてはならない。そのために子ども家庭福祉の果たす役割は大きい。

本章では、基本的な子ども家庭福祉の目的と役割、そして子ども家庭福祉の理念について学ぶ。さらに、子ども家庭福祉を推進していく専門職として何を大切にしていく必要があるのか、また、何を守り、何を保障するのか、子どもの権利保障を理解することも含めて考えていく。

1．子ども家庭福祉

1　児童福祉とは

子ども期は、誰もが手厚い保護を受け、温かいまなざしと特別な配慮のもとで愛護され、また、周到な教育的配慮のもとで育まれなければならない。

児童福祉は、社会福祉のなかでも特に重要である。それは、子ども期は人生の出発点であり、人としての基礎が形づくられる大切な時期だからである。したがって子ども期には、誰もが手厚い保護を受け、温かいまなざしと特別な配慮のもとで愛護され、また、周到な教育的配慮のもとで育まれなければならない。こうした基本的なことが子ども期に保障されるように、子どもの家庭と協働し健全育成が図られ、不幸にも、保障されずにいる子どもたちへの支援を行うことが児童福祉の目的である。

人間の赤ちゃんほど無力なものはなく、依存的な存在として必ず保護・支援を受けなくてはならず、子どもが成人として社会的に自立していくまでには、長い年月を必要とする。さらに、子どもは無抵抗な存在でもある。自ら主張し、訴え、生活を構築することはできず、すべておとなから与えられた環境のなかで成長していかなければならない。この意味でも子どもは、社会的弱者である。

こうした子ども期の特性をふまえて、子どもの生命の尊重、豊かな愛情、健全な生活環境、心身の成長、教育の機会などの保障が十分に行われ、子どもが健やかに調和のとれた発達をするための基本的諸条件が整えられなければならない。児童福祉とは、子どもが子どもとして尊重さ

見本

れ、人としての尊厳、権利の保障並びに主体的権利の行使ができること、意見が自由に表明できること、また、それらができない子どもの声なき声に対する代弁（アドボケート）を行い、最善の考慮を行い、子どもの健全育成を保障することである。

2　子ども家庭福祉とは

子どもの問題は家族の問題でもある。子どもと家族を統合して支援していくことが重要である。

最近、「児童福祉」を「子ども家庭福祉（児童・家庭福祉）」という用語に換えて使われる傾向にある[1]。それは特に、1990（平成２）年の「老人福祉法等の一部を改正する法律」（いわゆる福祉関係八法改正）で在宅福祉が法的に位置づけられて以降、子どもと家庭を統合して支援する考え方が進んでからのことである。

子どもが家族のなかで育てられることの大切さについては、1909年、アメリカで開催された第１回ホワイトハウス会議[2]のなかで、「児童は緊急やむを得ない理由によるほか、家庭を奪われるものではない」と宣言された。この思想は、「児童福祉法」や「子どもの権利条約」[3]にも記述されていながら、日本においては、子どもの福祉問題は多くの場合、縦割り行政の影響もあり、家族や家庭から切り離して子どもだけを保護し支援してきた。特に、戦後において戦災孤児・引き揚げ孤児など家族・家庭を失った子どもを保護することが児童福祉の中心的な役割であったことも要因の１つである。

しかし、今日では、親のない子どもの問題は少なくなり、その代わりに家庭のなかから発生する子どもの福祉問題が圧倒的に多くなってきている。特に、子どもと家庭を取り巻く社会的変化は著しく、価値観の多様化、地域コミュニティの崩壊、地域の養育力の低下、世代間の価値格差の拡大が進んだ。一方では家族環境の変化として核家族化の進行、家庭機能・養育力の低下、女性の社会参加・就業率の増加など家族・家庭の脆弱化が進んでいる。

このように今日の子どもの福祉ニーズは、家庭問題と密接にかかわっており、家庭を包括した支援を行わなければ、真の子どもの福祉は実現しない。また、社会福祉基礎構造改革以降、子どもとその家庭が主体的に問題を取り組むための自立支援が重要であると考えられている。市区町村では「児童家庭支援センター」の設置や「要保護児童対策地域協議会」などが組織され、子どもの福祉について予防的に取り組み、また、要支援の子どもと家庭が主体的に地域と各種機関と結び付き、自立が行われるように支援が行われている。また、保育施策では、仕事と子育ての両立をめざす家庭養育支援策としての保育改革が行われている。

▶1
社会福祉士養成課程では「児童福祉論」→「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」に（2009年度施行）、保育士養成課程では「児童福祉」→「児童家庭福祉」→「子ども家庭福祉」（2019年度施行）に改称された。

▶2　第１回ホワイトハウス会議
第26代大統領セオドア・ルーズベルト（Theodore Roosevelt）が招集して開催された最初の国際連盟による児童福祉会議で、要扶養児童問題が論じられ、「家庭生活は文明の最高・最善の産物」と宣言された。第３章39頁参照。

▶3
日本国政府による訳では「児童の権利に関する条約」とされているが、①児童に対して子どもの方が広い意味として使われていること、②国も「子どもの権利条約」と使用することを認めていることから、本書では主として「子どもの権利条約」と記述する。

見本

こうした子どもとその家族・家庭を含めて支援することの重要さを、「子ども家庭福祉」という用語を使うことによって、積極的に意識するようになってきた。

3　社会福祉基礎構造改革と子ども家庭福祉

今日の社会福祉は、救貧的、救済的、最低生活保障といった伝統的な福祉（ウェルフェア：welfare）から、予防的、支援的、人権の尊重、自己実現、権利擁護の福祉（ウェルビーイング：well-being）へと理念の進展が図られている。

1990（平成２）年の「老人福祉法等の一部を改正する法律」(福祉関係八法改正)、また、1998（同10）年の「社会福祉基礎構造改革について（中間のまとめ)」、さらに、2000（同12）年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が施行された福祉改革の流れは、21世紀の日本の社会福祉体制を提示したものである。

それにより、今日の社会福祉は、救貧的、救済的、最低生活保障といった伝統的な福祉（ウェルフェア：welfare）から、予防的、支援的、人権の尊重、自己実現、権利擁護の福祉(ウェルビーイング：well-being)へと理念の進展が図られている。

その理念を実現するため、改革のなかの特に重要な事項としては、「中央集権から地方分権へ（住民に身近なことは市町村を軸に)」「利用者本位の福祉社会の創造」「利用者と提供者の対等な関係」「地域での総合的な支援」「サービスの質と効率性の向上」「福祉サービスの選択と情報開示」「福祉の市場原理の導入」「多様なサービス提供業者の参加」がある。

子ども家庭福祉については、「子どもの権利条約」の基本理念である子どもの最善の利益を遵守した福祉の展開が図られている。

2．子ども家庭福祉の理念

1　日本国憲法における子ども家庭福祉の理念

日本国憲法では、子どもを含めた国民の権利を保障するための国家責任が明確にされている。

日本国憲法において子ども家庭福祉の理念を規定する条文としては、まず、第25条の国民の生存権と国家責任による福祉の推進(「生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務」)が挙げられる。その他、第11条「基本的人権の享有」、第13条「個人の尊重、幸福追求権」、第14条「国民の平等性」、第18条「奴隷的拘束及び苦役の禁止」、第19条「思想及び良心の自由」、第20条「信教の自由」、第21条「思想表現の自由」、第24条「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」、第26条「教育を受ける権利及び教育を受けさせる義務」などがある。このように、子ど

もを含めた国民の権利を保障する公的責任が明確にされている。

見本

2　児童福祉法の理念

児童福祉法では、要保護児童の保護にとどまらず、すべての子どもを対象にし、予防の原則と子どもの権利を認め、これを国および社会の責任として保障することが規定されている。

児童福祉法は、日本国憲法の理念に基づき制定された法律であり、児童福祉法の基本理念は、第１条から第３条に規定されている。日本は国連で採択された「子どもの権利条約」を批准した締約国であることから、2016（平成28）年の児童福祉法改正では、子どもの権利条約の趣旨が理念等に反映され子どもが権利の主体であることを明確にした。

本法では、日本国憲法第25条と子どもの権利条約の精神に基づき子どもの生存権を保障し、人間らしく生存する権利があること、妊娠中から子どもの身体的発達の保障と発達に配慮されること、子どもは誰でも無差別平等に愛護される権利があること（第１条）、また、子どもの健全育成は、子どもの最善の利益が優先され、国および地方公共団体および子どもの保護者とともに責任があること（第２条）、以上の規定は児童福祉全体にかかわる原理として常に尊重されること（第３条）を示している。

第１条〔児童福祉の理念〕

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第２条〔児童育成の責任〕

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第３条〔原理の尊重〕

前２条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。